

川島桶川資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償等  
に関する条例

令和 7 年 4 月 1 日

条例第 1 9 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 3 条の 2 の規定に基づき、管理者及び副管理者（以下「管理者等」という。）の報酬及び費用弁償等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第 2 条 管理者等の報酬は、次のとおりとする。

(1) 管理者 月額 3 0 , 0 0 0 円

(2) 副管理者 月額 2 6 , 4 0 0 円

第 3 条 新たに管理者等になった者には、その日から報酬を支給する。

2 管理者等がその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月まで報酬を支給する。

3 前 2 項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

第 4 条 管理者等の報酬の支給日は、その月の末日とする。ただし、その日が休日（川島桶川資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（令和 7 年川島桶川資源循環組合条例第 1 3 号）第 1 0 条に規定する休日をいう。以下同じ。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

2 前項の規定にかかわらず、報酬の支給日後において新たに管理者等となった者及び報酬の支給日前において離職し、又は死亡した者には、その際に報酬を支給することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、特別な理由がある場合は、管理者は、報酬の支給日について別の定めをすることができる。

第5条 報酬の額を算出する場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(期末手当)

第6条 管理者等で6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する者に、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、退職し、失職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項各号（第1号を除く。）、同法第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定に該当して失職した場合を除く。以下同じ。）し、解職され、又は死亡した者（これらの基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において管理者等が受けるべき報酬の月額及びその報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の230を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

第7条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に在職する管理者等に期末手当を支給すべき

日（以下この条及び次条において「支給日」という。）の前日までの間に、懲戒免職の処分を受けた者

(2) 基準日から支給日の前日までの間に、公職選挙法第11条第1項各号（第1号を除く。）、同法第252条又は政治資金規正法第28条の規定に該当して失職した者

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第8条 管理者は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する住民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 管理者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、管理者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 管理者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

第9条 管理者等の期末手当の支給日は、別表第1の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その

日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

第 10 条 期末手当の額を算出する場合において、当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(費用弁償)

第 11 条 管理者等が公務のため旅行したときは、旅費として鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料を支給する。

2 前項の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額は、現に支払った旅客運賃とし、宿泊料及び食卓料の額は、別表第 2 に定める額を上限とした実費額とする。

3 前 2 項に定めるもののほか、旅費の支給方法については、川島桶川資源循環組合職員等の旅費に関する条例（令和 7 年川島桶川資源循環組合条例第 21 号）の適用を受ける職員の例による。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行の日の前日までの間における第 7 条及び第 8 条の規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。

別表第 1（第 9 条関係）

| 基準日      | 支給日       |
|----------|-----------|
| 6 月 1 日  | 6 月 15 日  |
| 12 月 1 日 | 12 月 15 日 |

別表第 2 （第 1 1 条関係）

| 区分 |             | 費用弁償額        |
|----|-------------|--------------|
| 1  | 宿泊料（1 夜につき） | 1 5， 0 0 0 円 |
| 2  | 食卓料（1 夜につき） | 2， 6 0 0 円   |